

名 張 市

ゆめづくり地域予算制度

令和6年度版

まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、
自立的、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいき
と輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、ゆめづくり地域
予算制度を平成15年4月に創設しました。

三重県 名張市 地域環境部

<http://www.city.nabari.lg.jp/>

も く じ

・名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）	P 1
・ゆめづくり地域予算制度の経緯	P 3
・地域づくり組織との協働推進体制	P 11
・地域づくり代表者会議	P 15
・地域づくり組織の概要（組織構成等）	P 16
・ゆめづくり地域交付金等額一覧	P 20
・地域別事業一覧表	P 22
・名張ゆめづくり協働塾	P 26

関 係 例 規 / 参 考

・自治基本条例	P 28
・地域づくり組織条例	P 34
・地域づくり組織条例施行規則	P 37
・地域づくり組織における会計処理要領	P 40
・市民センター条例	P 42
・廃止補助金等一覧	P 46
・廃止補助金地域別明細	P 47
・ゆめづくり地域交付金等の変遷	P 48

名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）

名張市は、平成15年（2003年）4月、まちづくりとは「住民が自ら考え、自ら行う」こととし、市民参加のもとに自立的、主体的な取組の気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設しました。

概ね小学校区を単位とする15の地域で、住民の合意により設立された住民主体のまちづくり組織である「地域づくり組織」が、まちづくり活動を活発に行っています。

名張市は、この「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、名張市における都市内分権（地域内分権）を進めています。

～ 中央集権から地方分権へ、地方分権から都市内分権へ ～

国から地方（都道府県や市町村）へ権限や財源を移譲するというのが「地方分権」の考え方でした。しかし、権限や財源が中央官庁から市役所に移っても住民にとって“権限や財源はお役所（行政）にある”という状況に変わりはありませんでした。

都市内分権（地域内分権）とは、地域と行政が役割を分担するなかで、「地域でできることは地域で」「行政がすべきことは行政が」「地域と行政が協働で行う」といった補完性の原則に基づき、双方が協議を行い、合意形成を図り、名張市の権限と財源の一部をさらに「地域」へ移すことです。

その地域の組織を、「名張市地域づくり組織条例」（平成21年制定）で定めています。



【ゆめづくり地域予算制度の概要】

- 従来の地域向け補助金を廃止した上で、**使途自由で補助率や事業の限定がない交付金**を市内15の「地域づくり組織」に交付する制度を創設しました。
- 各地域づくり組織は、この予算制度を活用し、地域の課題解決のための事業を自ら実施しています。
- 交付金の交付対象は、住民の合意により実施するまちづくり事業とし、ハード、ソフトを問いません。（ただし、宗教活動、政治活動は交付金事業の対象外です。）

【ゆめづくり地域交付金の積算根拠】

令和6年度

基 本 額	均 等 割	$(3,500 \text{ 万円} \times 30\%) \div 15$ （地域づくり組織数）
	人 口 割	$(3,500 \text{ 万円} \times 70\%) \times \text{各地域人口} \div \text{市人口}$
コミュニティ 活 動 費	基 礎 的 コミュニティ 代 表 者 協力事務費	$72,000 \text{ 円} \times 183$ （基礎的コミュニティ数）
	基 礎 的 コミュニティ 活 動 費	$25,000 \text{ 円} \times 183$ （基礎的コミュニティ数） $200 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティの人口}$
特別交付金	地域調整額	1 地域 30 万円 〔 但し、国津地域：50 万円 薦原地域、錦生地域、箕曲地域：各 40 万円 〕
	地域事務費	基本額 150 万円に人口や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額（平成 24 年度から）

- ※ 上記の積算根拠に基づき交付金を一括して地域づくり組織へ交付
- ※ 人口は1月1日現在 基礎的コミュニティ数は4月1日現在
- ※ 地域調整額：事務局経費
- ※ 地域事務費：地域づくり組織が雇用する地域事務員の人件費相当分

ゆめづくり地域予算制度の経緯

平成7年（1995年）頃から市内のいくつかの地域で自発的なまちづくりの活動が始まり、地域住民による※「まちづくり協議会」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきました。平成13年（2001年）までには、5つのまちづくり計画が名張市長に提出されましたが、当時は、行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムはありませんでした。

※当時、任意に結成された地域の組織を便宜上「まちづくり協議会」と称していました。

【 創 設 ： 第1ステージ 】

- 平成14年（2002年）、市政一新プログラムが策定され、これに基づき平成15年（2003年）3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定されました。これを受けて、同年5月から9月にかけて14地域（概ね小学校区単位）で「地域づくり委員会」が結成されました。
- 従来の地域向け補助金（P46～47 参照）を廃止し、まちづくり活動の原資として当時の14の地域づくり委員会へ使途自由な一括交付金（5,000万円：現在の基本額に相当）を交付しました。

【 見直し ： 第2ステージ 】

- 制度創設から6年後の平成21年（2009年）3月に、ゆめづくり地域予算制度の見直しを行いました。具体的には、平成17年（2005年）に制定された「名張市自治基本条例」第34条を受けて、都市内分権の方向性を示す新しい条例「地域づくり組織条例」を制定し、以下の2点について見直しを行いました。
 - ① 区長制度の廃止
昭和31年（1956年）に制定された「名張市区長設置規則」を廃止しました。これにより区長への委嘱および行政事務委託を廃止しました。
 - ② 基礎的コミュニティに整理
これまで一つの地区内で、行政組織である「区」と任意組織である「自治会」が混在していたことがありました。しかし、区長制度の廃止により基礎的コミュニティという単位とし、「区」や「自治会」という呼称は地域に委ねました。

○ コミュニティ活動費の交付

市長が委嘱した区長に支払っていた「行政事務委託料」及び「区長会運営委託料」の廃止による財源を活用し、平成２１年（２００９年）からゆめづくり地域交付金のコミュニティ活動費としました。

【 地域ビジョンの実現 ： 第３ステージ 】

○ 地域ビジョンの策定

地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画として、平成２４年（２０１２年）３月に１５の地域づくり組織全てで策定されました。理念・目標が設定され、基本構想や方針、それらに基づく実施計画が掲げられています。特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマについては、全ての地域が取り組むべき課題として取り上げております。

また、この地域ビジョンは、「名張市総合計画後期基本計画（地域別計画編）」に位置づけ、地域の将来像を最大限尊重した名張市の計画としました。

○ ゆめづくり協働事業提案制度

さらに、平成２４年度（２０１２年）からゆめづくり協働事業提案制度をスタートさせ、平成２５年度予算に反映し、地域のみ、市のみでは解決ができない課題について、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値を生み出すための協働事業として進めました。

【 地域とともに ： 第４ステージ 】

○ 地域ＳＯＳシステム

高齢者等が行方不明になり公開捜査が必要となったとき、地域と名張市、関係機関が一体となった捜索対応が行えるよう、「地域ＳＯＳシステム ～ 高齢者等行方不明早期発見マニュアル ～」を平成２４年（２０１２年）８月に策定し、運用しています。

○ 名張ゆめづくり協働塾

地域づくり活動を担う構成員の増員や事務局の機能を強化し、地域づくり組織の組織力をさらに充実させ、地域づくり活動へ参画する人材を育成することを主な目的として平成２５年（２０１３年）８月より『名張ゆめづくり協働塾』を実施しています。（令和５年度実績 Ｐ２６参照）

○ 地区公民館の市民センター化

名張市では、地区公民館の管理運営については平成15年度（2003年）から地域委託をスタートさせ、平成18年度（2006年）には地域づくり組織による指定管理者制度を導入しました。

平成28年（2016年）4月に「名張市市民センター条例」を施行し、従来の趣味・教養のための生涯学習活動の拠点としてだけでなく、地域づくり活動、地域福祉活動の拠点としてスタートしました。

○ 地域福祉教育総合支援システム

名張市では、住民による住民のための住民自治のスタイルを確立する一方で、平成17年～19年（2005年～2007年）に地域福祉の充実を図るため「まちの保健室」を各地域に設置しました。複合的な課題を有する方に対し、周囲のどこからでも支援に繋げる「地域福祉教育総合支援システム」を平成28年（2016年）11月に立ち上げました。

これまで地域づくり組織が取り組んできたことを土台として、行政関係機関、各種団体が「地域まるごと協働」で取り組むことにより、自立した地域共生社会の実現を目指しています。

○ 新しい法人制度の創設に向けての取組

地域づくり組織に求められる役割が年々増大しています。

地域づくり組織の基礎的な組織力をさらに高め、地域と行政が対等な立場で住民主体のまちづくりを推進し、地域課題の解決に向けた地縁型の住民組織である「地域づくり組織」を制度的に位置づけるため新しい法人制度の創設を目指しています。

【 取組状況 】

年度	名 張 市	小規模多機能自治推進 ネットワーク会議	国
22	構造改革特区 提案（総務省） ※「認可地縁団体」の認可要件の緩和について提案		
23	地域活性化特区 提案（内閣府） ※「認可地縁団体」の認可要件の緩和等について提案		
25	・ 4市（雲南市、朝来市、伊賀市、名張市）で共同協議開始 ・ 4市トップ会談（東京）		4市から総務省へ報告 「小規模多機能自治組織の法人格取得方策に関する共同研究報告書」

26	・ 4 市トップ会談（朝来市） ・ 東海市長会 通常総会 要望議案提出 （伊賀市・名張市）	・ 小規模多機能自治推進 ネットワーク設立総会 発起人 4 市 参加自治体等 142 団体	
27		合同地域研修会（東近江市） ・ 地域事例発表 地縁法人 錦生自治協議会	・ 総務大臣、地方創生担当大臣宛に「小規模多機能自治組織の法人制度創設を求める提言」を行う。 ・ 内閣府が「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を立上げる
28	有識者会議にて名張市が事例発表	参加自治体等 214 団体 （自治体 192 団体 15 個人 7） 合同地域研修会（尼崎市） ・ 地域事例発表 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	・ 有識者会議が「地域の課題解決を目指す地域運営組織最終報告」発表 ・ 総務省が「地域自治組織のあり方に関する研究会」立上げる
29		参加自治体等 281 団体 （自治体 239 団体 30 個人 12） 合同地域研修会（名張市） ・ 地域事例発表 中央ゆめづくり協議会	・ 総務省が「地域自治組織のあり方に関する研究会報告書」発表
30	地方分権改革に関する提案募集（内閣府）への応募 「公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化」	参加自治体等 301 団体 （自治体 251 団体 35 個人 15） 平成 30 年 3 月 29 日現在 ・ 東海ブロック研修会（関市）	・ 総務大臣、地方創生担当大臣宛に「小規模多機能自治組織の法人制度創設を求める提言」を行う（7/11）
31 令和 元		参加自治体等 団体 （自治体 264 団体 42 個人 15） 平成 31 年 3 月末日現在 ・ 東海ブロック研修会（裾野市）	・ 総務省事務次官との面談 雲南市長、名張市長（4/17）
令和 2		参加自治体等 団体 （自治体 271 団体 48 個人 18） 令和 3 年 3 月末日現在 ・ 「コロナ禍における小規模多機能自治を考える」連続オンライン勉強会	
令和 3		参加自治体等 団体 （自治体 274 団体 51 個人 19） 令和 4 年 3 月末日現在 ・ 「コロナ禍における小規模多機能自治を考える」連続オンライン勉強会	
令和 4		参加自治体等 団体 （自治体 277 団体 55 個人 21） 令和 5 年 3 月末日現在 ・ 「小規模多機能自治に関する連続オンライン勉強会	
令和 5		参加自治体等 団体 （自治体 275 団体 55 個人 22） 令和 6 年 3 月末日現在	

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

年度	地域づくり	市民公益活動
7～ 13	・国津地区を皮切りに、地域で任意のまちづくり協議会が組織される。	
1995～ 2001	・市職員から地域振興推進チーム員を任命（まち協が組織された地域のみ）	
14 2002	7月	市役所内に「市政一新本部」を設置
	9月	財政非常事態宣言
	12月 地域予算制度 全区長に説明	
	1月 地域予算制度 地域説明会	
	2月	合併の是非を問う住民投票 ⇒ 単独市制を選択 (投票率約60%⇒7割が合併反対)
15 2003	4月	名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行
	9月	全14地域で地域づくり委員会結成
	10月	地区公民館の地域委託が2館でスタート (美旗・百合が丘)
	11月	名張市地域づくり協議会を設置
	2月	地域づくり協議会 「事業中間報告会」
		市民活動率先協働事業 (応募事業数10、実施事業数10)
16 2004		4月 市民活動支援センターを 勤労者福祉会館内に開設
		11月 「名張市における市民公益活動の 促進に向けて」最終報告
	1月	地域づくり協議会 「実践交流会 分科会」
		※地区公民館の地域委託化・・・6館移行 市民公益活動率先事業 (応募事業数14、実施事業数13)
17 2005	6月	名張市自治基本条例を制定
	10月	全14地区公民館の地域委託完了
	1月	名張市自治基本条例施行
	2月	地域づくり協議会 「実践交流会 分科会」
		※地区公民館の地域委託化・・・ 6館移行し、全館委託完了 市民公益活動実践事業 (応募事業数43、実施事業数38)
18 2006	4月	市民活動保険制度を導入
	9月	14地区公民館の管理委託を指定管理者制度 に移行（平成21年3月完了）
		市民公益活動実践事業 (応募事業数41、実施事業数34)

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

年度	地域づくり	市民公益活動
19 2007	4月 政策アドバイザー会議設置	
	9月 政策アドバイザー中間報告	
	2月 地域づくり協議会「実践交流会」	
	3月 政策アドバイザー最終報告 「都市内分権の推進について」	
		市民公益活動実践事業 (応募事業数37、実施事業数30)
20 2008	4～ 市区長会、地域づくり協議会 10月 で地域組織の見直しを協議	
	11～ 「地域組織の見直し」素案により 2月 地域説明会・パブリックコメント実施	
	2月 「実践交流会（分科会）」をワールドカフェ方式にて開催（三重県共催）	
		市民公益活動実践事業 (応募事業数36、実施事業数28)
21 2009	4月 名張市地域づくり組織条例施行 (区長設置規則を廃止)	
	地域担当職員制度実施 (地域振興推進チーム制度を廃止)	
	5月 1地域に管理職2名を配置し、 地域ビジョン策定支援にあたる。	
		6月 市民活動支援センターを希中央に移設（市民 情報交流センター内）
	9～ 12月 隠元気まち仕掛け人塾（官民パートナーシップ支援事業）	
22 2010	4月 市民活動保険制度を「市民活動補償制度」に見直し	
	5月 「鴻之台希中央地域」で15番目の 地域づくり組織設立	
		提案公募型補助金事業（応募9、実施8） 新しい公委託事業（応募10、実施10）
23 2011	3月 15地域で「地域ビジョン」策定	
	地域経営に関して、組織・機構を見直し ・ゆめづくり地域予算制度一部見直し ・ゆめづくり協働事業提案制度の検討	提案公募型補助金事業（応募12、実施9） 新しい公委託事業（応募16、実施13）
24 2012	地域部設置 地域担当監（地区別専任スタッフ3名） 配置（地域担当職員制度廃止） 地区公民館の管理運営について、教育委員 会の事務を地域部で補助執行することとな る。	
	4月 ゆめづくり協働事業提案制度スタート	提案公募型補助金事業（応募10、実施7） 新しい公委託事業（応募8、実施7）
	地区公民館の第3期指定管理スタート ・地域事務員の人件費をゆめづくり地域 交付金と指定管理料に振分ける。	市民情報交流センター管理運営団体を公募に より選定

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

年度	地域づくり	市民公益活動
25 2013	7月 地域づくり組織と地区公民館の フェイスブック開設	
	9月 名張ゆめづくり協働塾開講	
	ゆめづくり協働事業実施（予算化）	新しい公委託事業（応募14、実施8）
26 2014		10月 市民公益活動促進のための アクションプランの策定
	1月 地域づくり組織における会計研修 の実施（名張ゆめづくり協働塾）	
	2月 小規模多機能自治推進ネットワーク 会議立ち上げ発起人となる。	
27 2015	12月 市民センター条例制定	
	地区公民館の第4期指定管理スタート （5年間）	市民活動支援センター事業 集中検討 （審議会 9月・12月 計2回）
28 2016	4月 市民活動補償制度を「公益活動補償制度」に見直し	
	4月 地区公民館の市民センター化 地域づくり活動と生涯学習活動の融合	市民活動支援センター事業（中間支援） 「SATつながろう名張」
	4月 組織改編により地域部から地域環境部へ	「稼ぐ事業を作る講座」
	3月 「まちブック」「地域カルテ」作成	
29 2017	7月 地域経営室内で地域ビジョンの見直しに 係る事務手順の検討開始	市民公益活動促進委員会 審議
	11月 合同地域研修会 名張市にて開催	・中間支援機能のあり方
	1月 北部地域円卓会議	・地域活動、市民活動への資金供給の方法
	3月 南部地域円卓会議	市民活動支援センター事業（中間支援） 「あなたの思い実現プロジェクト」
30 2018	6月 南部地域ホタル学習会（事前に円卓会議）	9月 公共施設における公衆無線LANアクセスポ イント設置
	11月 中部地域円卓会議	市民活動支援センター事業（中間支援） 「あなたの思い実現プロジェクト」
31 令和 元年 2019	6～8月 15地域で「ワールドカフェ」開催	市民活動支援センター事業（中間支援） 「創ろう未来！楽しもう名張！ SDG'sで学ぶ」 ①カードゲームでSDG'sを学ぶ ②アイデアのワークショップ
	9月 地域づくり代表と民生・児童委員代表による懇談会	
2 2020	4月 市民センターの第5期指定管理スタート （5年間）	10月 市民活動支援センター事業（中間支援） 「創ろう未来！楽しもう名張！ SDG'sで学ぶ」 ①カードゲームでSDG'sを学ぶ ②アイデアのワークショップ
	1月 「地域づくり活動、その先へ」シンポジウ ム開催	
3 2021	11月 地域づくり代表と民生・児童委員代表による懇談会	9月 市民活動支援センター事業（中間支援） 「SDGsワークショップ ナバリミライ」 ～持続可能な名張の未来をデザインしよう ～ （次年度に延期）

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

年度	地域づくり	市民公益活動
4 2022	11月 地域づくり組織における会計研修(インボイス制度)の実施(名張ゆめづくり協働塾) 3月 「これまでの地域づくりを振り返り、今後の地域づくりを考えるためのアンケート」実施	6月 市民活動支援センター事業(中間支援) 7月 「SDGsワークショップ ナバリミライ」 ～持続可能な名張の未来をデザインしよう～
5 2023	1月 名張ゆめづくり協働塾報告会の実施 3月 地域づくり代表者との「ゆめづくり地域交付金についての検討会」(リーダー研修)	9月 市民活動支援センター事業(中間支援) 「助成金申請のポイント勉強会」 2月 「発展的就活講座」

地域づくり組織との協働推進体制

平成 7 年頃～ 地域振興推進チーム員の配置

任意のまちづくり協議会が設置されてくるなか、市職員から「地域振興推進チーム員」を任命(兼務)し、指導及び助言、情報収集及び提供、関係部局との連携調整を図りました。

平成 15 年 4 月 地域振興推進チーム制度

地域予算制度をスタートさせるにあたり、市職員 124 名(兼務)で編成した地域振興推進チームが発足しました。

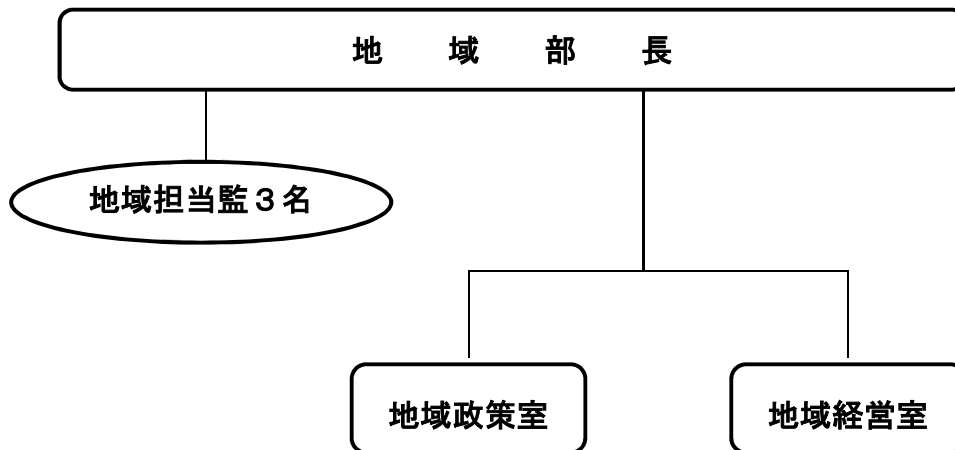
平成 21 年 5 月 地域担当職員制度

地域づくり組織の安定的な継続支援をするため、地域づくり組織ごとの地域ビジョン策定の支援を行うほか、地域づくり活動に係る情報の収集や提供及び助言を行う地域担当職員制度がスタートしました。地域担当職員は管理職 2 名(兼務)で構成し、内 1 名をチーフとしました。

平成 24 年 4 月 地域担当監の配置

地域ビジョンの施策反映の仕組や地域予算制度の拡充に伴い、地域づくり組織等との協働を推進するための組織体制として、新たに「地域部」を設置し、かつ専任スタッフ職として**地域担当監 3 名**を配置しました。

※ 地域部組織体制

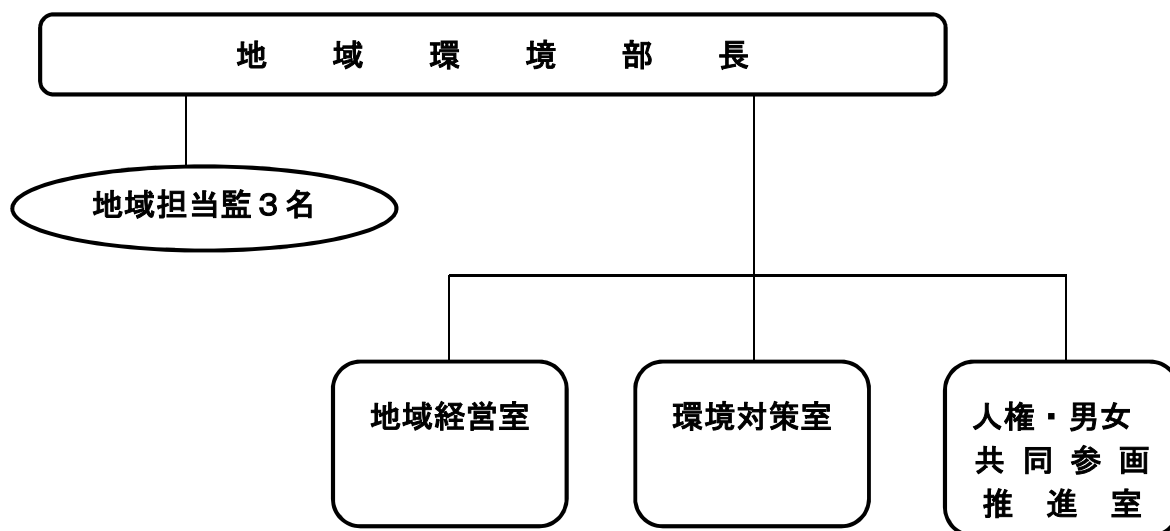


※ 地域部長	部の統括
地域担当監	地域づくり活動の促進、地域ビジョン達成への支援 北部（薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘） 中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘、つつじが丘） 南部（錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津）
地域政策室	ゆめづくり協働事業の推進 「新しい公」の基本方針に関すること 地域予算の制度設計に関すること
地域経営室	地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること 公民館等の管理運営に関すること 市民活動に関すること

平成 28 年 4 月 地区公民館の市民センター化

地区公民館を、地域の生涯学習活動に加え地域づくり活動や地域福祉活動の拠点施設となるよう市民センターに移行しました。また、行政組織の改編により地域部と生活環境部を統合し「地域環境部」となりました。

※ 地域環境部組織体制



※ 地域環境部長 地域担当監

部の統括

地域づくり活動の促進、地域ビジョン達成への支援
北部（薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘）
中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘、つつじが丘）
南部（錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津）

地域経営室

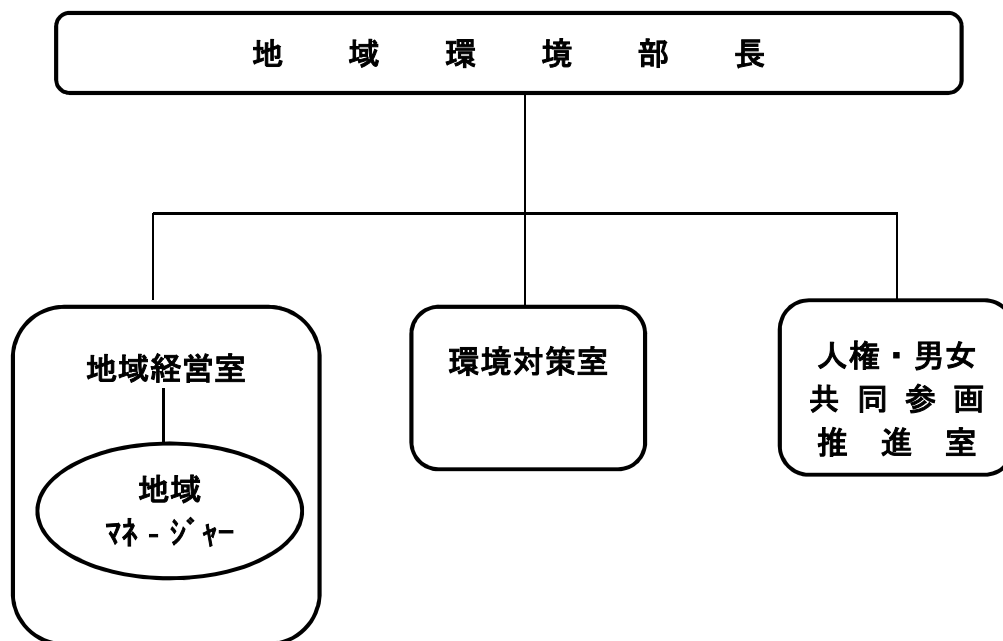
ゆめづくり協働事業の推進

「新しい公」の基本方針に関すること
「新しい法人制度」の創設に関すること
地域予算の制度設計に関すること
地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること
市民センターの管理運営に関すること
市民活動に関すること

平成 31 年 4 月 地域担当監から地域マネージャーへ

これまで地域担当監 3 名がそれぞれ単独で 5 地域づくり組織を担当してきましたが、令和元年度から地域マネージャー 3 名がチームとしてすべての地域づくり組織を担当することとなり、また、令和 3 年度からは、地域経営室職員 4 名全員がマネージャーとなりました。このことにより、各地域の取組への支援がより横断的になることや情報提供がしやすくなること、地域課題の解決に向けより深く協働することができるようになります。

※ 地域環境部組織体制



※ 地域環境部長 地域経営室

部の統括

「新しい公」の基本方針に関すること
「新しい法人制度」の創設に関すること
地域予算の制度設計に関すること
地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること
市民センターの管理運営に関すること
市民活動に関すること

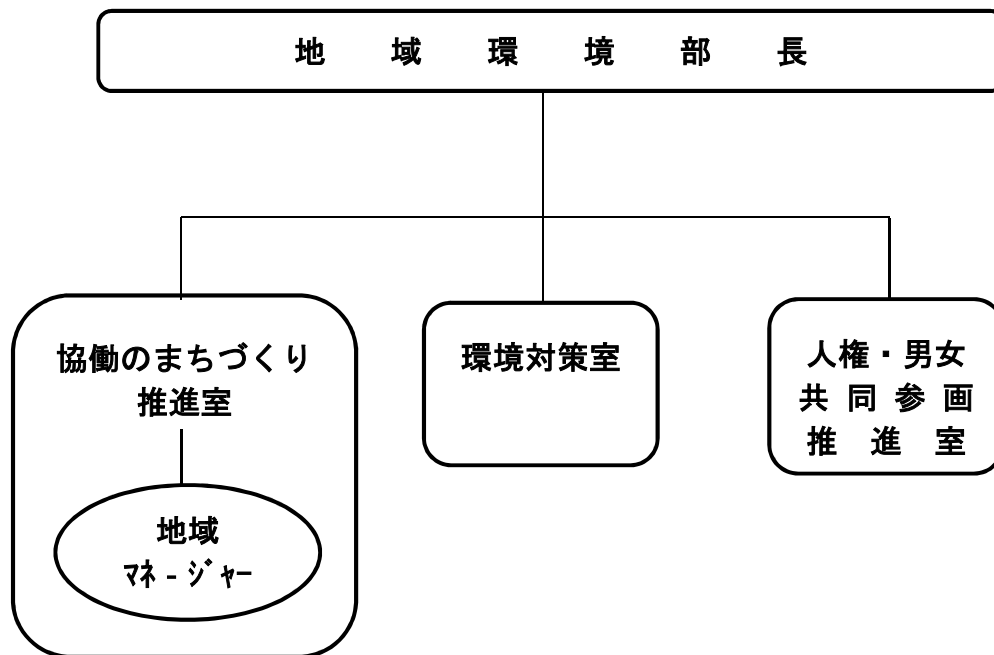
地域マネージャー

地域づくり活動の促進、地域ビジョン達成への支援
北部（薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘）
中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘、つつじが丘）
南部（錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津）
ゆめづくり協働事業の推進（令和 3 年度から予算措置なし）

令和6年4月 室の名称を地域経営室から協働のまちづくり推進室へ

住民と行政が共に考えて「協働」しながらまちづくりを進めていく上において、市が目指すべき方向性が明確に伝わるよう、室の名称を「地域経営室」から「協働のまちづくり推進室」へと変更しました。

※ 地域環境部組織体制



※ 地域環境部長

協働のまちづくり推進室

地域マネージャー

部の統括

「新しい法人制度」の創設に関すること

地域予算の制度設計に関すること

地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること

市民センターの管理運営に関すること

市民活動に関すること

地域づくり活動の促進、地域ビジョン達成への支援

北部（薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘）

中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘、つつじが丘）

南部（錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津）

ゆめづくり協働事業の推進（令和3年度から予算措置なし）

地域づくり代表者会議

地域づくり代表者会議は、地域づくり組織相互の連携を図るため、15 の地域づくり組織の代表者で構成し以下の活動を行います。（地域づくり組織条例施行規則第 4 条）

- （１）地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関する事。
- （２）地域づくり組織の活動に関する報告会を行う事。
- （３）地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関する事。
- （４）市との連絡調整に関する事。

【 定例的な会議、活動 】

○代表者会議・・・おおむね 2 ヶ月に 1 回開催（緊急に開催する場合もあり）

○名張市議会との懇談会

【 令和 5 年度の活動内容 】

月 日	活 動 内 容
5 月 30 日（火）	第 1 回 地域づくり代表者会議 ・ 役員の選出 ・ 地域づくり代表者会議の位置づけ・役割について ・ 地域課題等に関する協議及び情報交換
7 月 26 日（水）	第 2 回 地域づくり代表者会議 ・ 地域課題等に関する協議及び情報交換 ・ 地域づくり代表者が務める各種委員選出についてのアンケートについて
10 月 11 日（水）	市議会議員との懇談会 出席：議員 18 名 地域づくり代表者 15 名 事務局（議会・協働のまちづくり推進室） ワールドカフェ形式 テーマ「名張市の魅力発見・創出 ～名張をプロデュースするとしたら？～」 ----- 第 3 回 地域づくり代表者会議 ・ 地域課題等に関する協議及び情報交換 ・ 名張市立地適正化計画の中間案について
12 月 19 日（火）	第 4 回 地域づくり代表者会議 ・ 地域課題等に関する協議及び情報交換 ・ 市民発！なばりブランドロゴ総選挙の投票依頼について ・ 令和 5 年度議会報告会・懇談会について
2 月 28 日（火）	第 5 回 地域づくり代表者会議 ・ 地域課題等に関する協議及び情報交換 ・ 市立病院の地方独立行政法人への移行について ・ 個別避難計画にかかる進捗報告とお願いについて

令和6年度 地域づくり

地域名	地域づくり組織名	(※設置年月日) 設置年月日	役員等
名 張	名張地区 まちづくり協議会 (組織名称:平成31年4 月1日から変更)	(平成15年6月29日) 平成21年5月17日	役員理事:会長(互選)、副会長(区長会代表1名と広報・交流部会を 除く4部会長)5名程度、書記(理事互選)1名、会計(理事互選)1名 理事:区長6名、専門部会から代表者1名、認定団体から3名程度 監事:2名 顧問:おくことができる
鴻之台 希央台	中央ゆめづくり協議会	平成22年5月23日	役員:会長、副会長2名、書記1名、会計1名、各地区区長・自治会 長10名、地域ビジョン推進委員長、専門部会長4名、中央ゆめづくり 館運営委員長(生涯学習推進責任者) 監事:3名 顧問:3名 代議員27名…総会出席 各地区番町から選出
蔵 持	蔵持地区 まちづくり委員会	(平成15年4月1日) 平成21年5月17日	役員:会長、副会長2名、会計1名、書記1名 運営委員:区長、専門部会長、市民センター長、各実行委員長、事務 局1名、蔵持民生委員児童委員協議会会長、蔵持小学校長、事務 局1名 監事2名 顧問1名
梅が丘	川西・梅が丘 地域づくり協議会 (組織名称:令和5年4月1 日から変更)	(平成15年7月27日) 平成21年8月2日	役員 理事:会長1名、副会長1名、書記1名、事務局長1名、会計2 名、各専門部会担当理事9名、市民センター館長 委員:民生委員児童委員代表、梅の花いきいきクラブ会長、小学校 長、PTA代表、フイーメイルズ代表、主任児童委員の団体代表6名、 青年部代表 監査役:2名、 代議員:75名…総会出席
薦 原	薦原地域づくり委員会	(平成15年7月26日) 平成21年5月23日	役員:会長、副会長2名、理事11名、事務局長1名、事務局次長1名 理事内訳:区長、各部会長、自主防災隊隊長、薦原コミュニティバス 運営委員会会長、薦小放課後児童クラブ会長、生活支援「コモコモ サポート」運営委員会委員長、民生児童委員薦原地区代表 監事 2名
美 旗	地縁法人 美旗まちづくり協議会	(平成15年8月31日) 平成21年6月27日 法人認可:平成24年3月15日	理事:会長、副会長3名、会計1名、監事2名、理事20名 理事内訳:区長会、市民センター館長、事業部各部長、総務部長、ビ ジョン委員長
比奈知	ひなち地域 ゆめづくり委員会	(平成15年9月25日) 平成21年5月10日	役員:会長、副会長4名(うち1名は総務兼務)、書記1名、会計1名 理事:役員、専門部会部長、専門委員会委員長、市民センター長、市 民センター事務長、比奈知小学校代表、比奈知小学校保護者会代 表、 監事:2名
すずらん台	地縁法人 すずらん台町づくり協議 会	(平成15年8月31日) 平成21年4月26日 法人認可:令和4年6月1日	役員理事:会長、副会長3名(うち1名は会計兼務)、総務1名、書記1 名、部会長5名、監事2名 理事:市民センター館長、特別委員会委員長3名、地区社協・民生会 代表、小学校運営協議会代表、ボランティア団体代表 運営委員:各部会副部会長、子どもクラブ代表、小学校PTA会長、 すずらん台消防団(表決には加わらない。)
錦 生	地縁法人 錦生自治協議会	(平成15年6月28日) 平成21年5月24日 法人認可:平成24年6月20日	役員:会長、副会長3名、書記1名、会計1名、市民センター長1名、 参与2名) 評議委員:69名(うち理事22名)⇒部会構成員 監事:2名 地域団体:錦生クラブ、民生・児童委員、主任児童委員、錦生市民 センター、赤中PTA役員、錦生赤目小PTA役員、錦生保育所保護者 会、市消防団錦生分団、ほっとバス錦運営協議会代表、ほっとサロ ン代表者、史跡保存会代表、名張錦生ふるさとパーク推進委員会代 表、会長推薦者

名張市人口： 75, 228人 平均年齢：50. 6歳
 15歳未満人口： 7,952人(10.6%)
 65歳以上人口：26,479人(35.2%)
 75歳以上人口：14,698人(19.5%)

組織の概要（組織構成等）

組織構成等	地域ビジョン まちづくりの将来像	(人口：令和6年1月1日現在)
総会/役員会/理事会/専門部会/区長会/課題検討委員会/ 市民センター管理運営委員会 専門部会⇒防災・防犯部会、環境保全・安全部会、教育・文化部会、 健康・福祉部会一隠おたがいさん(助成団体)、広報・交流部会	名張の原風景と人情が息づく 魅力あるまち 平均年齢：51. 2歳	人口 : 5, 950人 15歳未満人口： 571人(9.6%) 65歳以上人口：2,122人(35.7%) 75歳以上人口：1,382人(23.2%)
総会(代議員制)/役員会一専門部会/地域ビジョン推進委員会/ 中央ゆめづくり館運営委員会 専門部会⇒防災防犯部会、広報文化部会、環境保全部会、福祉厚生部会、 青少年育成部会、地域事業部会	みんながつどい、いつまでも住 み続けたいまち 平均年齢：37. 8歳	人口 : 2, 731人 15歳未満人口： 431人(15.8%) 65歳以上人口： 287人(10.5%) 75歳以上人口： 154人(5.6%)
総会/運営委員会/役員会/コミュニティ部会/専門部/実行委員会 専門部⇒環境部、健康・子ども部、防災部・文化・広報部、福祉部、 防犯・交通安全部、まちじゅう元気プロジェクト	都市機能と緑あふれる田園風 景が共存するまち 平均年齢：48. 2歳	人口 : 3, 411 人 15歳未満人口： 397人(11.6%) 65歳以上人口：1,054人(30.9%) 75歳以上人口： 630人(18.5%)
総会/役員会/コミュニティ理事会/生涯学習推進委員会/専門部会/ 梅が丘市民センター管理運営委員会 専門部会⇒地域振興部会、文化・スポーツ部会、防犯・防災部会、環境衛生部会、 福祉部会、広報部会	誰もが生き生きと輝いて暮らす ことができるまち 平均年齢：50. 2歳	人口 : 6, 330人 15歳未満人口： 616人(9.7%) 65歳以上人口：2,151人(34.0%) 75歳以上人口： 760人(12.0%)
総会/役員会-事務局/理事会/部会/専門委員会 部 会⇒区長部会、企画部会、 福祉厚生部会-配食サービス「こもちゃん」運営委員会、環境部会 専門委員会⇒市民センター管理運営委員会、コミュニティバス運営委員会、 地域ビジョン推進委員会一コモコモラボ専任委員会、薦原自主防災隊 一北中避難所運営委員会、薦原小学校放課後児童クラブ、コモコモ サポート運営委員会、薦原クラブ、法人化検討委員会、 薦原地域振興協議会	やすらぎのふるさと薦原 平均年齢：51. 9歳	人口 : 1, 987 人 15歳未満人口： 191人(9.6%) 65歳以上人口： 752人(37.8%) 75歳以上人口： 442人(22.2%)
総会/役員会/理事会一事業部、企画総務部、美旗地域区長会、地域団体/ 美旗市民センター運営審議会/ 美旗地域コミュニティバス運営審議会/はたっこサポート運営審議会 事業部⇒地域文化振興部、児童育成部、環境部、健康部、福祉部、 防犯防災推進部、田園ミュージアム部 企画総務部⇒ビジョン委員会、総務部 地域団体⇒名張市消防団美旗分団、美旗地区老人クラブ協議会、伊賀つばさ学園 名張市北部地区民生児童委員協議会、美旗小学校、美旗小学校PTA	活力と潤いのあるまちづくり・人 づくりを通じてひろがりのある地 域を目指して 平均年齢：50. 5歳	人口 : 7, 785人 15歳未満人口： 798人(10.3%) 65歳以上人口：2,764人(35.5%) 75歳以上人口：1,417人(18.2%)
総会/役員会-事務局/理事会/専門部会/専門委員会 ビジョン検討委員会一コミュニティビジネスの導入検討委員会 専門部会⇒健康・スポーツ部会、生活環境部会、安全防犯防災部会 専門委員会⇒比奈知市民センター管理運営委員会、比奈知地域福祉委員会 なごみ実行委員会-助っ人の会	住民の視点から人権が保障さ れ、安全・安心に暮らせる福祉 の増進と生活環境の実現 平均年齢：51. 4歳	人口 : 4, 734人 15歳未満人口： 487人(10.3%) 65歳以上人口：1,749人(36.9%) 75歳以上人口： 992人(21.0%)
総会/役員会/総務会/市民センター管理運営委員会/部会/特別委員会/運営委員 会 部会⇒安全・防犯部会、環境・設備部会、福祉・青少年部会、地域交流部会 特別委員会⇒市民センター管理運営委員会、ライフサポートクラブ運営委員会、 集会所管理運営委員会、サロンきずな/お茶屋運営委員会 運営委員会⇒公募による者、自治会推薦者、消防団、民生会、PTA ボランティア団体(資金補助団体)	笑顔が絶えない活力のある町 づくり・人づくりをめざして 平均年齢：51. 8歳	人口 : 3, 442 人 15歳未満人口： 300人(8.7%) 65歳以上人口：1,290人(37.5%) 75歳以上人口： 605人(17.6%)
総会/理事会/役員会/評議委員-部会 部会⇒区長部会、総務企画部会、環境防災部会、福祉厚生部会、 文化生涯学習部会、地産地消部会 住民参加型活動⇒ 錦生創造事業(木の子の里錦生事業協議会)、 ほっとバス錦運営協議会、錦生市民センター運営委員会、 錦生史跡保存会、ほっとサロン「錦」「友愛」「憩」、 錦生地区自主防災隊、名張錦生ふるさとパーク推進委員会、 錦生女性くらぶ、錦生クラブ	活力と潤いのあるまちづくり、 人づくり 平均年齢：59. 7歳	人口 : 1, 380 人 15歳未満人口： 68人(4.9%) 65歳以上人口： 693人(50.2%) 75歳以上人口： 428人(31.0%)

令和6年度 地域づくり

地域名	地域づくり組織名	(※設置年月日) 設置年月日	役員等
赤 目	赤目まちづくり委員会	(平成15年6月1日) 平成21年6月21日	役員:会長、副会長2名、書記1名、会計1名、市民センター長、相談役1名 理事:25名(各自治区長、民生委員児童委員、各専門部部長、その他委員会が推薦する者) 監事:2名
箕 曲	箕曲地域づくり委員会	(平成15年8月10日) 平成21年5月16日	役員:会長、副会長2名(うち1名は市民センター長)、書記1名、会計1名、幹事1名 委員:区長、民生児童委員、青少年育成推進委員、スポーツ推進委員、環境推進委員、保健委員、防犯委員、交通安全推進委員、農業委員、小中PTA、消防団、老人クラブ、女性団体、地区代表、酒米サポーター 等 会計監査委員:2名 顧問:2名
百合が丘	一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	(平成15年4月1日) (平成18年4月1日再) 平成21年6月28日 法人認可:平成22年5月12日	執行役員:代表理事、副理事長2名、会計担当理事1名、事務局長1名 理事:自治会長、専門部部会長、安全防災防犯委員会委員長、ビジョン委員長、資産管理委員長、民生委員・児童委員協議会代表、百合が丘シニアクラブ連合会会長、百合が丘小学校PTA代表、赤目中学校PTA代表、事務局長(兼百合が丘市民センター長) 代議員:代議員は基礎コミュニティ単位で人口割にて選出 監事(監査委員):6名…総会出席
国 津	国津地区 地域づくり委員会	(平成15年8月31日) 平成21年4月19日	理事:会長1名、副会長1名、会計1名(区長9名) 監事:2名
桔梗が丘	桔梗が丘 自治連合協議会	(平成15年9月6日) 平成21年11月14日	理事:会長(自治連合会代表幹事)、副会長2名、各ブロック幹事、各委員会委員長、各事業部会長、市民センター長、会計統括責任者 監事:2名 評議員:桔梗が丘自治会又は区、事業部会、団体等
つつじが丘	つつじが丘・春日丘 自治協議会	(平成15年6月28日) (平成17年8月20日再) 平成21年4月26日	つつじが丘・春日丘自治協議会 役員:代表理事1名、副代表理事(春日丘自治会長、つつじが丘自治連合会理事互選)2名、各自治会理事18名、市民センター館長、CS代表。 子ども育成委員会代表、事務局長(つつじが丘自治連合会兼務)、会計1名 〈つつじが丘自治連合会〉(平成30年4月発足) 理事:各番町から選出(会長1名 副会長3名互選) 評議員:理事と各番町の正副自治会長 会計監査員:2名(評議員から選出) 〈春日丘〉 会長1名、副会長3名、書記1名、会計1名、理事7名、監事2名、

名張市人口: 75, 228人 平均年齢: 50. 6歳

15歳未満人口: 7,952人(10.6%)

65歳以上人口: 26,479人(35.2%)

75歳以上人口: 14,698人(19.5%)

組織の概要（組織構成等）

組織構成等	地域ビジョン まちづくりの将来像	(人口: 令和6年1月1日現在)
総会/役員会/理事会/区長会部/民生委員児童委員会部/市民センター/あんしん ねっと赤目 専門部⇒青少年育成部、地域ふれあい活動部、防犯防災部、生活環境部、 地域振興広報部、健康福祉部	みんなで考え みんなでつく る 夢はぐくむ わがまち あかめ 平均年齢: 55. 0歳	人口 : 3, 346 人 15歳未満人口: 277人(8.3%) 65歳以上人口: 1,440人(43.0%) 75歳以上人口: 843人(25.2%)
総会/役員会/事業部会/実行委員会 事業部会⇒区長会、総務部、健康福祉部、環境部、防災防犯部、地域振興部、 子ども育成部 実行委員会⇒各イベント実行委員会	どこにも誰にも『住みやすさ 最優秀』の創造 平均年齢: 50. 1歳	人口 : 2, 599 人 15歳未満人口: 227人(8.7%) 65歳以上人口: 868人(33.2%) 75歳以上人口: 484人(18.5%)
社員総会(代議員制)/理事会/執行役員会—事務局 /ビジョン委員会/資産管理委員会/安全防災防犯委員会/自治会長 会/専門部会/監査委員会/特別委員会 専門部会⇒生活環境部会、ふれあい交流部会、教育文化部会、福祉健康部会、 事業部会 自治会長会⇒青蓮寺自治会、南百合が丘自治会、百合が丘12自治会	豊かな自然と触れ合う安全 安心で生きがいを感じるまち づくり 平均年齢: 50. 1歳	人口 : 7, 125 人 15歳未満人口: 788人(11.1%) 65歳以上人口: 2,446人(34.4%) 75歳以上人口: 1,197人(16.8%)
総会/理事会/委員会 委員: 区長、国津地区社会福祉担当理事、くにつふるさと館・長瀬市民センター長、 区長代理、国津財産区管理会会長、地区農業委員、長瀬長寿クラブ会長、地区民 生委員、市防犯部会委員、市防災部会委員、市青少年育成推進委員、市交通安全 部会委員、市スポーツ推進委員、国津地区遺族会長、消防団国津分団長、特養 ホーム国津園施設長	山・里の豊かさを「くらし」に 活かす地域づくり 平均年齢: 67. 1歳	人口 : 473人 15歳未満人口: 9人(1.9%) 65歳以上人口: 305人(64.5%) 75歳以上人口: 190人(40.2%)
総会(評議員制)/理事会-委員会、事業部会、地域事業部会/自治連合会/ 事務局-市民センター 委 員 会⇒総務委員会、企画運営委員会、広報委員会 事業部会⇒健康推進部会、住民交流部会、教育文化部会、生活安全部会、 快適環境部会、地域福祉部会 地域事業部会⇒ほっとまち茶房ききょう、子どもたちと地域の絆づくり、 みどり環境整備保全、ききょう農楽園、桔梗が丘お助けセンター (会員団体)8団体 婦人会、高齢者の会、こども会育成会、保育所・幼稚園 ・保護者会、小学校・中学校・高等学校並びにPTA、民生委員・ 児童委員協議会、桔梗が丘商店会、市消防団蔵持分団 川北部桔梗が丘班	人の心が織りなす幸せ社 会”ほっとまち”桔梗が丘 平均年齢: 49. 8歳	人口 : 13, 748人 15歳未満人口: 1,747人(12.7%) 65歳以上人口: 4,748人(34.5%) 75歳以上人口: 2,931人(21.3%)
《つつじが丘・春日丘自治協議会》 総会/運営会議/市民センター管理運営委員会/各種委員会 組織構成: つつじが丘自治連合会/春日丘自治会/市民センター/南中学校区学校 運営協議会/事業部/事務局 《つつじが丘自治連合会》 総会/評議員会/理事会/交流部門・総務部門・専門委員会 総会……理事と各番町自治会選出の代議員5名 交流部門 ⇒ 子ども育成事業部・健康福祉事業部・環境部・生活安全部・地域交流 部 総務部門 ⇒ 総務部、広報部、財務部、管理部 《春日丘自治会》 総会/役員会/専門部会/自治会館管理運営委員会/自主防災組織委員会/ 活動・事業別実行委員会 専門部会⇒総務部、広報部、環境部、安全部、福利厚生部、地域振興部、 子ども育成部	このまちにずっといたい！ ～誰もが胸をはって住み たくなるまちづくり～ 平均年齢: 51. 9歳	人口 : 10, 187 人 15歳未満人口: 1,045人(10.3%) 65歳以上人口: 3,810人(37.4%) 75歳以上人口: 2,243人(22.0%)

※カッコ内は、旧条例(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例)に基づく「地域づくり委員会」を設置した年月日

※役員等、組織構成等は各地域づくり組織の令和6年度総会資料等より抜粋

※地域ビジョン(まちづくりの将来像): 令和5年度策定 名張総合計画「なばり新時代戦略」地域別計画より

地域づくり組織名	地 域 交 付 金			
	基本額 ※1	コミュニティ 活動費 ※2	特別交付金	
			地域調整額	地域事務費
名張地区まちづくり協議会	2,637,000	3,033,000	300,000	3,200,000
中央ゆめづくり協議会	1,589,000	1,516,200	300,000	1,500,000
蔵持地区まちづくり委員会	1,810,000	1,264,200	300,000	1,500,000
川西・梅が丘 地域づくり協議会	2,761,000	2,721,000	300,000	2,350,000
薦原地域づくり委員会	1,347,000	1,173,400	400,000	1,500,000
地縁法人 美旗まちづくり協議会	3,235,000	3,594,000	300,000	3,200,000
ひなち地域ゆめづくり委員会	2,241,000	1,528,800	300,000	1,500,000
地縁法人 すずらん台町づくり協議会	1,820,000	1,076,400	300,000	1,500,000
地縁法人 錦生自治協議会	1,149,000	1,343,000	400,000	1,500,000
赤目まちづくり委員会	1,789,000	1,639,200	300,000	1,500,000
箕曲地域づくり委員会	1,546,000	1,004,800	400,000	1,500,000
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	3,020,000	2,783,000	300,000	2,350,000
国津地区地域づくり委員会	854,000	967,600	500,000	1,500,000
桔梗が丘自治連合協議会	5,177,000	5,077,600	300,000	4,700,000
つつじが丘・春日丘自治協議会	4,017,000	4,074,400	300,000	3,200,000
合 計	34,992,000	32,796,600	5,000,000	32,500,000

※1 基本額・・・以下の①及び②の合計額（千円未満切捨）

①均等割額 (35,000,000円×30%÷15)

②人口割額 (35,000,000円×70%) ×各地域人口÷市人口

※2 コミュニティ活動費・・・以下の①～③の合計額

①基礎的コミュニティ代表者協力事務費 72,000円×基礎的コミュニティ数（4月1日現在）

②基礎的コミュニティ活動費（均等割額） 25,000円×基礎的コミュニティ数（4月1日現在）

③基礎的コミュニティ活動費（人口割額） 200円×基礎的コミュニティ人口（1月1日現在）

地域交付金等額一覧

単位（円）

地域交付金 合 計	市民センター 指定管理料 ※4	総 計	地域内 人口（人） ※3	基礎的 コミュニティ数	地域の特徴
9,170,000	7,942,814	17,112,814	5,950	19	中心市街地
4,905,200	3,690,500	8,595,700	2,731	10	市役所所在地/新市街地
4,874,200	4,556,468	9,430,668	3,411	6	農村部と住宅団地
8,132,000	5,405,914	13,537,914	6,330	15	住宅団地と農山村部
4,420,400	4,893,603	9,314,003	1,987	8	農山村部と住宅団地
10,329,000	10,025,432	20,354,432	7,785	21	農村部と住宅団地
5,569,800	5,159,380	10,729,180	4,734	6	農村部と住宅団地
4,696,400	5,546,676	10,243,076	3,442	4	住宅団地
4,392,000	4,616,590	9,008,590	1,380	11	農山村部 （一部住宅団地）
5,228,200	5,054,016	10,282,216	3,346	10	農村部と住宅団地
4,450,800	4,779,154	9,229,954	2,599	5	農山村部（一部住宅団地）と沿道商業地
8,453,000	6,278,100	14,731,100	7,125	14	住宅団地と農村部
3,821,600	3,756,462	7,578,062	473	9	農山村部
15,254,600	11,679,822	26,934,422	13,748	24	住宅団地
11,591,400	8,009,731	19,601,131	10,187	21	住宅団地
105,288,600	91,394,662	196,683,262	75,228	183	

※3 令和6年1月1日現在の住民基本台帳による

※4 市民センターの指定管理料

（市民センター事業運営費＋建物維持管理費＋地域事務員人件費）

※ 中央ゆめづくり協議会（鴻之台・希央台地域）は生涯学習活動推進事業委託料

令和5年度 地域別事業一覧表

※事業実績報告及び定期総会資料から抜粋

	①自主防犯、自主防災	②人権、健康、福祉	③環境、景観の保全	④高齢者の生きがいづくり	⑤子どもの健全育成
名張地区まちづくり協議会	【防災・防犯部会】 各区・総合防災訓練実施 地域防災セミナー等研修会参加 防災資機材の備蓄調査 【区長会】 通学路危険箇所点検	【健康・福祉部会】 各地区敬老会補助 生活支援事業 外出支援事業 スポーツ事業	【環境保全・安全部会】 エコロード景観整備事業 花植え事業 道標(案内板)設置事業 竹行灯設置事業 SDGs名張地区景観を考える事業	【健康・福祉部会】 地域間交流事業・サロン支援事業 ひとり暮らし高齢者交流会 友愛訪問 【区長部会】 米寿祝	【教育・文化部会】 キッズスクエア事業(4回) 放課後児童クラブ支援 コミュニティスクールとの連携事業
中央ゆめづくり協議会	【防犯防災部会】 地域防災訓練・地域対策本部運用訓練の実施 青色防犯パトロール 防災防犯研修会に参加 防災用資機材の拡充 広報紙による防災啓発活動	【福祉厚生部会】 3号公園の有効活用 (スポーツ・ウォーキング・各種イベント) 友愛訪問 赤ちゃん訪問	【環境保全部会】 花の植栽・管理 委託事業(公園等の除草作業) 家庭内用ゴミの減量化やゴミの分別指導 【地域ビジョン推進委員会】 パークアベニューの環境整備	【福祉厚生部会】 敬老のつどい 高齢者教室への支援 【地域ビジョン推進委員会】 「町なかクラブ」の運営	【福祉厚生部会】 クリスマス会・映画観賞会 「きらきらひろば」への助成 【地域ビジョン推進委員会】 ちびっこファーマーズ(ゆめづくり農園) 小学校下校サポート(スクールガイド)
蔵持地区まちづくり委員会	【防災部】 総合防災訓練実施 青色防犯パトロール(毎週) 防災用機器点検 地域防災学習(小学4年) バスの乗り方教室(小学2年)	【福祉部会】 出前トーク実施(4回) 【まちじゅう元気プロジェクト】 インボディ測定等、オレンジカフェ 【健康・子ども部】 赤ちゃん訪問	【環境部】 地域環境美化活動	老人クラブのイベント参加促進 いきいきサロン 高齢者学級 各地区敬老の日の行事助成	【健康・子ども部】 子育てサロン「くらっこ広場」 子どもの安全対策 校外学習(蔵持小学校) 工芸室(蔵清水カフェ)開放 (春・夏・冬休み期間)
川西・梅が丘地域づくり協議会	【防犯・防災部会】 青色防犯パトロール 防犯カメラの維持管理 防災だよりの発刊(隔月)	【福祉部会】 敬老の日行事補助 健康づくり活動 要援護者生活支援事業の推進	【環境衛生部会】 街路樹・梅の木の剪定 犬・猫等糞清掃活動 サークルによる環境維持活動 地域内歩道清掃	【福祉部会】 友愛訪問 一人暮らし老人の集い 各地区別サロン活動 「憩い茶屋」の運営	【福祉部会】 小学校登下校見守り 子育て支援活動(ナウラ) 子どもの健全育成活動 梅が丘小学校史跡事業 うめっ子未来クラブ支援
薦原地域づくり委員会	【薦原自主防災隊】 総合防災訓練 北中避難所運営支援 【環境部会】 消防団薦原分団による年末警戒 市内イベントの巡視	【福祉厚生部会】 配食サービス「こもちゃん」 生活支援事業「コモモサポート」 シングルライフの集い 【区長部会】 地域内出産祝い金・各地区敬老会助成	【環境部会】 環境パトロール 遊休田の有効活用 ギフチョウ生息地環境づくり PTA合同草刈り作業	【福祉厚生部会】 高齢者学級 寺子屋「こもはら」 【区長部会】 敬老会	【環境部会】 薦原小学校教育環境整備 焼き芋大会 【福祉厚生部会】 夏休み親子ハイキング 小学生対象防災キャンプ
地縁法人美旗まちづくり協議会	【防犯防災推進部】 総合防災訓練・防災備品の整備 青色回転灯安全パトロール 防犯灯設置補助 年末特別警戒 飛び出し注意看板の設置	【健康部】 みはた元気隊・健康散策ツアー 敬老の日お祝いメッセージ 子育てサロン「みはたっこ」 託児支援みはたすくすく 新生児誕生お祝い	【環境部】 環境整備活動、休耕田利用 小波田川遊歩道維持管理 通学路安全キャンペーン わくわく芋作り	【福祉部】 一人暮らし高齢者事業 高齢者サロン事業 コミュニケーション事業開催 めろんカフェ	【児童育成部】 在宅型体験事業(MMIグランプリ) ぶどう収穫体験・アタックみはた ハンター(鬼ごっこ)・MJクラブ 【地域文化振興部】 美旗の語り部
ひなち地域ゆめづくり委員会	【安全防犯防災部会】 青色防犯パトロール(7月～3月) 防犯のぼりの設置 総合防災訓練 自主防災学習	【健康・スポーツ部会】 グラウンドゴルフ大会 健康フェスタ	【生活環境部会】 東山ふれあいの森整備	【比奈知地域福祉委員会】 敬老会助成 友愛訪問、友愛のつどい いきいきサロン 赤ちゃん訪問	青少年健全育成 コミュニティスクール活動支援 「子どもを守る家」の登録管理 小学校登下校時の見守り ひなちっ子クリスマス会
地縁法人すずらん台町づくり協議会	【安全防犯部会】 青色防犯パトロール・歳末パトロール 各種行事の警備 【自主防災隊】 総合防災訓練 防災関係資機材の整備	【福祉青少年部会】 地域の健康づくり推進 すずらんフェスタ ラジオ体操支援	【環境設備部会】 地域の環境美化の推進 街路樹の剪定と大樹の伐採 除草隊編成による常時管理体制の確立 「きずな公園」の整備事業	【福祉青少年部会】 ラジオ体操 【給食団体ひだまり】 給食ボランティア支援	【福祉青少年部会】 小学校登下校の見守り 小学校新入生に「命の笛」贈呈 キャンプファイヤー ちびっ子クラブ、子ども食堂支援 青少年地域参加促進支援

令和5年度 地域別事業一覧表

※事業実績報告及び定期総会資料から抜粋

⑥地域文化の継承、創出	⑦コミュニティビジネス	⑧住民交流、地域振興	⑨その他	
【教育・文化部会】 やなせ宿支援事業 なばりこどもおやこ仕舞教室開催 名張音頭の普及 忍者スポーツ手裏輪支援事業	【地域支えあい事業】 地域支えあい事業の展開 地産地消レストランの支援 レンタルボックスの展開	ひやわん倶楽部活動支援 名張学園祭 隠街道市の開催 広報誌「ひやわいワイワイ」の発行	【区長部会】 名張地区春季戦没者追悼式 空家利活用に関する視察	名張地区まちづくり協議会
		【地域事業部会】 収穫祭(夏・秋)・夏まつり モリモリもりあげ隊 「ちゅちゅおくん」によるPR事業 【広報文化部会】 HP、SNSでの情報発信 広報紙「こうきだより」、「ゆめづくり館だより」の発行	地域ビジョンの推進	中央ゆめづくり協議会
【文化・広報部】 伝統芸能保存の助成 伝統文化教室(獅子神楽)開催	蔵清水の井戸(防災井戸) 防災井戸を活用した蔵清水カフェ コミュニティバス運行 レトルト食品事業	【文化・広報部会】 ウォークラリー大会 蔵持市民センター祭事業 LINE公式アカウントの利用による情報発信 蔵持まちづくり通信発行		蔵持地区まちづくり委員会
【文化・スポーツ部会】 歴史講座 郷土伝統文化の継承 (獅子神楽、文化財保存支援)	高齢者などの交流喫茶 生活支援や外出支援 駐車場事業	【地域振興部会】 各サークル活動発表会 梅まつり(梅の花スタンプウォーキングラリー) 焼き芋大会事業 【広報部会】 川西・梅が丘だよりの発行、FB更新		川西・梅が丘地域づくり協議会
	【コミュニティバス運営委員会】 コモコモ号運行	【企画部会】 広報誌「こもはら」の発行(HP掲載) 【福利厚生部会】 地区区民運動会 鮎つかみ・すいか割 コモコモふれあい祭り	【区長部会】 戦没者追悼式	薦原地域づくり委員会
【地域文化振興部】 桜ウォーク 美旗歴史クラブ 観阿弥祭支援 どんど 美旗の語り部	【はたっこサポート運営審議会】 はたっこサポート事業 【コミュニティバス運営審議会】 コミュニティバスの運行	【健康部】 世代間交流事業 【田園ミュージアム部】 メイハンランド周辺のフラワーゾーン化 【総務部】 広報誌「はたっこ通信」の発行・HP・SNSの更新	【区長会】 戦没者追悼式	地縁法人美旗まちづくり協議会
「竹を送る会」への助成 ひなち歴史民俗講座の開催	【助っ人の会】 【なごみ実行委員会】 ひなち地域支えあいセンター「なごみ」運営	ひなち地域支えあいセンター「なごみ」 ひなち「夢」スポーツ広場 「広報ひなち」の発行 HP・FBの更新		ひなち地域ゆめづくり委員会
どんと	資源ごみの回収 【ライフサポートクラブ運営委員会】 コミュニティバス運行 生活支援 【サロン「きずな」運営委員会】 【西一番町お茶屋運営委員会】	【サロン「きずな」運営委員会】 【西一番町お茶屋運営委員会】 【地域交流部会】 夏祭り 市民センター祭り 「町づくりニュース」による情報発信		地縁法人すずらん台町づくり協議会

令和5年度 地域別事業一覧表

※事業実績報告及び定期総会資料から抜粋

	①自主防犯、自主防災	②人権、健康、福祉	③環境、景観の保全	④高齢者の生きがいづくり	⑤子どもの健全育成
地縁法人 錦生自治協議会	【環境防災部会】 防犯カメラ設置 各地区防犯灯整備 総合防災訓練	【福祉厚生部会】 保育所交流会 歳末慰問	【環境防災部会】 ふるさとパーク周辺管理 赤目中学校環境美化運動 【文化生涯学習部会】 ウォーキングロード整備	【福祉厚生部会】 高齢者のつどい ほっとサロンの運営 【地産地消部会】 いきいき料理教室	蔵本文庫の維持管理 【福祉厚生部会】 もちつき大会 保育所交流会
赤目まちづくり 委員会	【防犯防災部会】 登下校支援 防災戦略を考えるセミナー 総合防災訓練 年末特別警戒 防災講演会	【健康福祉部会】 まちじゅう元気プロジェクト エンジョイライフプロジェクト 忍たま広場・赤ちゃん訪問 ELP健康教室	【地域振興推進部会】 植栽事業 広場の整備 竜神山トレッキングコース整備 史跡看板周辺の環境整備 不法投棄禁止看板作成	【地域活動部会】 ふれあいサロン 【民生委員児童委員部会】 サンサンカレー 歳末訪問	【青少年育成部会】 小中学生イベントブース出店 新春風あげ大会開催 赤目フェスティバル開催
箕曲地域づくり 委員会	【防災防犯部】 総合防災訓練 「災害時避難行動チェック」各戸配布 年末特別警戒 防犯灯の新設・改修 防災マップ・グッズの展示	【健康福祉部】 健康の集い開催 次世代につなぐいのちのつどい 【地域振興部】 ベンチ設置（ホットスペース）	【環境部】 通学路のパトロールと草刈 小学校環境整備協力 地域環境推進員によるごみ収集見守り 地区内の清掃活動の徹底 小学校住害対策ネットの設置	【健康福祉部】 友愛訪問 各地区サロンの開催	【子ども育成部】 地域の子育てサロン開催 星空シアター 子ども見守り事業 みのわたんけんものがたり 子ども見守り事業
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	【安全防災防犯委員会】 総合防災訓練 青色回転灯防犯パトロール 小学校下校時見守り・8・3運動の推進 応急手当講習会・防犯灯維持管理 防災無線通信テスト	【福祉健康部会】 子育てサロンの運営と支援 まちじゅう元気プロジェクト ウォーキング大会、歩こう会	【生活環境部会】 ゆり坂一斉清掃事業 クリーンゆりとの共同作業（ごみ収集） ガーデン「ひだまり」での共同作業 （市民センター玄関の花壇の種まき・植栽）	【福祉健康部会】 高齢者サロンの運営と支援 ふれあいサロン「ゆこゆこ」事業	【教育文化部会】 地域挨拶運動の推進 学習支援「ほめほめ隊」の活動 クリスマスフェスタ 百合小こどもクラブの活動 百合が丘こども和太鼓「結」
国津地区 地域づくり委員会	地区防災訓練 地区防災用品の整理 防犯カメラの維持管理	敬老の日事業 区長・民生委員懇談会	施設周辺環境整備事業 杉坂峠の環境整備	90歳以上高齢者友愛訪問 アユの塩焼き配布（一人暮らしの方へ） 各地区健康体操	学校登下校時のバス運行
桔梗が丘 自治連合協議会	【生活安全部会】 普通救命講習会 防犯パトロール隊 自主防災プロジェクト 安全意識推進標語募集 消火栓ホース格納箱維持管理	【健康推進部会】 健康リズム体操・健康ウォーキング ききょう健康まつり・講座 【地域福祉部会】 高齢者、障害者宅への友愛訪問等 ききょうなかよし広場	【快適環境部会】 公園美化運動 桔梗が丘クリーン大作戦2023 桔梗の森公園清掃 セアカゴケグモの駆除及び調査 「季節の便り」発行	【地域福祉部会】 友愛訪問・年末友愛訪問 陽だまりのつどい いきいきサロン（13か所）	【教育文化部会】 桔'ずセミナー（夏休み4回冬1回） こころの思い発表会 ふるさと歴史ハイキング 【快適環境部会】 東山ふれあいの森自然体験学習
つつじが丘・春日 丘自治協議会	防災講習会 総合防災訓練 交通安全対策（駐車違反の撲滅） 消防団活動支援 交通安全標語募集・掲示 青色防犯パトロール	各種健康教室 おじゃまる広場 認知症サポーター養成講座・認知症カフェ 民生児童委員支援 食中毒予防研修会 物忘れ相談プログラム	環境・公園・歩道整備 空き家改善事業 空き地の維持管理 フンゼロ運動 （頭数調査・イエローチョーク作戦） ゴミ出しマナーの向上対策	世代間交流及び高齢者支援 南北カレー亭 一人暮らし交流会支援	子どもたちの安全支援（コアラ） つつじ子会議 国際交流イベント支援 こどもフェスタ プログラミング教育支援

令和5年度 地域別事業一覧表

※事業実績報告及び定期総会資料から抜粋

⑥地域文化の継承、創出	⑦コミュニティビジネス	⑧住民交流、地域振興	⑨その他	
【地産地消部会】 家庭料理大集合	【ほっとバス錦運営協議会】 コミュニティバス運行	【文化生涯学習部会】 ウォーキング大会 【総務企画部会】 地区文化祭 親睦ゴルフ大会 ほっと錦だより発行	【区長部会】 戦没者追悼式	地縁法人 錦生自治協議会
【地域振興推進部会】 旅のステーションサポート活動 歴史資源・自然保全事業 日の谷温泉維持管理	【地域振興推進部会】 赤目キャンプ場の支援 【あんしんねっとと赤目】 総合福祉事業	市民センターまつり 【地域活動部会】 ふるさとウォークin赤目 赤目夏まつり みんなのゆめ広場づくり 「赤目まちづくり通信」発行12回		赤目まちづくり 委員会
【地域振興部】 桃山・夏見廃寺の管理 学校田での水稲栽培サポート みのわたんけんものがたりの開催 箕曲史（昔話の編集と提供）	酒米作り	箕曲文化祭 【地域振興部】 酒米づくりに参加（田植え、稲刈りイベント） 地域づくりアンケート実施 箕曲文化祭 「みのわ通信」発行、HP、SNS、携帯アプリ更新	地域ボランティア制度「みのわTMN」の拡大	箕曲地域づくり 委員会
第2次地域ビジョン基本目標の実施 はなの里ホッケー場利用による 「百合が丘地域」の創出	駐車場事業 宅地草刈事業 生活支援・配食サービス事業 カフェパルーン事業 駐車場事業 テニスコート事業	【ふれあい交流部会】 夏祭り 地域フェスタ&市民センター祭り しめ縄づくり、どんど焼き、餅つき 【広報部】 広報紙「ゆりがおか」毎月発行	【ビジョン委員会】 第2次地域ビジョンの推進 【資産管理委員会】 集会所中長期の改修・建替え計画（プラン30） 集会所維持、資産及び備品管理	一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会
国津フェスティバル	コミュニティバス ささえあいネットくにつ事業	国津フェスティバル 地産地消による活性化事業 地域づくり会長杯ゴルフ グランドゴルフ大会 広報くにつ発行		国津地区 地域づくり委員会
【住民交流部会】 桔梗まつり 【企画運営委員会】 地域活動PV製作	ききょう農楽園 ほっとまち茶房 お助けセンター	【住民交流部会】 ハッピーニューイヤー・ききょうフェスタ 【健康推進部会】 ニュースポーツ世代間交流大会 【広報委員会】 「ききょう通信」発行 HP、LINE等による情報発信		桔梗が丘 自治連合協議会
どんど焼き 集会所「ひだまり」開放事業 番町自治会提案事業支援 どんど焼き	NPO法人生活支援活動支援 は〜とバス事業 ねこの手事業 サロン事業 (平成29年度NPO法人認定取得)	【つつじが丘総務広報部】 自治会広報誌「つつじ」 HP・FBの活用、管理 【春日丘広報部】 広報誌発行		つつじが丘・春日 丘自治協議会

令和5年度 名張ゆめづくり協働塾

No.	内 容	講師名	開催日	回数	参加者	備 考
1	名張市の地域づくりについて	協働のまちづくり推進室	4月5日	1	28	新採 市職員
2	令和5年度名張市総合防災訓練 事前研修会	(特非)NPO政策研究所 専務理事 相川 康子	6月17日	1	57	地域づくりに関わる方
3	リーダー研修	帝塚山大学 名誉教授 中川 幾郎	7月26日	1	22	地域づくり組織代表 者 市職員
4	名張市の地域づくりについて 基礎研修	帝塚山大学 名誉教授 中川 幾郎	7月31日	1	49	地域づくりに関わる方
5	シン・プラス防災 ～我がまちの地域防災戦略を考 える～	(特非)NPO政策研究所 専務理事 相川 康子	8月10日	1	34	地域づくりに関わる方
6	まちづくりゼミ(ワークショップ)①	(一社)つなぐ	8月17日	1	34	地域づくりに関わる方 一般
7	まちづくりゼミ(ワークショップ)②	(一社)つなぐ	8月31日	1	35	地域づくりに関わる方 一般
8	動ける人材を増やすには ～支え合う仕組みの検討～	(特非)NPO政策研究所 専務理事 相川 康子	9月9日	1	37	地域づくりに関わる方
9	避難所の機能再考 分散避難を踏まえて	(特非)NPO政策研究所 専務理事 相川 康子	9月20日	1	32	地域づくりに関わる方
10	まちづくりゼミ(ワークショップ)③	(一社)つなぐ	9月21日	1	27	地域づくりに関わる方 一般
11	職員研修(管理職対象)	帝塚山大学 名誉教授 中川 幾郎	11月16日	1	44	管理職 市職員
12	職員研修(一般職対象)	帝塚山大学 名誉教授 中川 幾郎	12月1日	1	38	一般職 市職員
13	名張ゆめづくり協働塾報告会	帝塚山大学 名誉教授 中川 幾郎 (特非)NPO政策研究所 理事長 直田 春夫 同理事 田中 逸郎	1月13日	1	58	地域づくりに関わる方
14	ゆめづくり地域交付金に関する 学習会	帝塚山大学 名誉教授 中川 幾郎	3月25日	1	21	地域づくり組織代表 者 市職員
				14	516	

關 係 例 規 ／ 參 考

名張市自治基本条例

平成17年条例第13号

前文

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となっていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内で住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

(自治の原則)

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。

- (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 市議会

(議会の役割、権限等)

第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

(議会の責務)

第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

- 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用にあつては、努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 市長等

(市長の役割と責務)

第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

- 2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(職員の役割と責務)

第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第5章 情報共有

（情報共有）

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

（情報公開）

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

（個人情報保護）

第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

（説明責任）

第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

（要望等への対応）

第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第6章 市政運営

（総合計画）

第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

（組織）

第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにしなければならない。

（人事政策）

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

（法務政策）

第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

（法令遵守と公益通報）

第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

（行政手続）

第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

(地域経営の原則)

第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

(事務事業の実施等における原則)

第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。

2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。

(財政等)

第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が考査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第2節 コミュニティと市民公益活動

(コミュニティ活動)

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

第3節 協働のまちづくり

第36条 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係

(国及び三重県との関係)

第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

(他の自治体との関係)

第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

第10章 補則

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(名張市市民参加条例の廃止)

2 名張市市民参加条例（平成14年条例第2号）は、廃止する。

名張市地域づくり組織条例

平成 21 年条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、名張市自治基本条例（平成 17 年条例第 13 号）第 34 条第 1 項に基づき包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基礎的コミュニティ 区、自治会等をいう。
- (2) 地域づくり組織 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域の課題を事業性及び収益性のある継続的な活動により解決するため、地域が有する人材、知識、情報、施設などの資源を活用し、地域における起業及び雇用の創出並びに働きがい及び生きがいを生み出し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(基本理念)

第 3 条 地域づくり活動は、基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市が、それぞれの活動を尊重し、互いに協働し、及び連携し、住民主体のまちづくりを推進することにより、住民自治を確立するために行う。

(基礎的コミュニティ)

第 4 条 基礎的コミュニティの区域は、町（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条に規定する町をいう。）の区域又は住民にとって客観的に明らかなものとして定められている区域とする。

- 2 住民は、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、交流しながら相互に助け合うよう努めるものとする。
- 3 基礎的コミュニティは、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

(地域づくり組織)

第 5 条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。

- 2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
 - (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
 - (2) 地域づくり組織の代表者及び役員は、その構成員の意思に基づいて選出されること。
 - (3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。

3 地域づくり組織を設立し、及びその代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(地域づくり組織の構成員)

第6条 地域づくり組織は、次の者を構成員とする。

(1) その地域に居住する者

(2) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種団体で、当該地域づくり組織が認めた者

(地域づくり組織の事業)

第7条 地域づくり組織は、まちづくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 自主防犯及び自主防災に関すること。

(2) 人権尊重、健康及び福祉の増進に関すること。

(3) 環境及び景観の保全に関すること。

(4) 高齢者の生きがいづくりに関すること。

(5) 子どもの健全育成に関すること。

(6) 地域文化の継承及び創出に関すること。

(7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。

(8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると地域づくり組織が認めること。

(活動の制限)

第8条 地域づくり組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域ビジョン)

第9条 地域づくり組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画（以下「地域ビジョン」という。）の策定に努めるものとする。

2 市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。

(法人化)

第10条 地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、その地域づくり組織を法人化するよう努めるものとする。

(協力及び助言)

第11条 市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域づくり組織の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(地域づくり代表者会議)

第12条 地域づくり組織相互の連携を図るため、地域づくり組織の代表者で構成する地域づくり代表者会議を設置する。

(ゆめづくり地域交付金の交付)

第13条 市長は、地域づくり組織の活動支援として、地域づくり組織にゆめづくり地域交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付金の額)

第14条 交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、別に規則で定める。

(実績報告)

第15条 地域づくり組織は、毎年5月末日までに前年度の事業実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による事業実績報告には、前年度の決算報告書及び決算監査報告書を添付しなければならない。

(情報公開等)

第16条 地域づくり組織は、前条の事業実績報告及び活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例の廃止)

2 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例（平成15年条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第8条第2項の規定により交付を受けた交付金の実績報告については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際地域づくり組織が設置されていない地域については、平成21年度に限り、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第2条の地域づくり委員会及び基礎的コミュニティにゆめづくり地域交付金を交付できるものとする。

名張市地域づくり組織条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地域づくり組織の設置及び名張市ゆめづくり地域交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(基礎的コミュニティ)

第2条 住民は、基礎的コミュニティを設置し、統合し、又は分割するときは、あらかじめ地域づくり組織及び市と協議するものとする。

2 条例第4条第3項の規定による届出は、基礎的コミュニティ代表者届（様式第1号）により市長に提出するものとする。

3 前項の届出があったときは、市長は、基礎的コミュニティ代表者届受理証（様式第2号）を交付するものとする。

(地域づくり組織)

第3条 条例第5条第1項に規定する地域づくり組織の区域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第5条第3項の規定により地域づくり組織を設立したときは、地域づくり組織設置届（様式第3号）により、当該届出の内容に変更が生じたときは、地域づくり組織変更届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(地域づくり代表者会議)

第4条 条例第12条に規定する地域づくり代表者会議（以下「代表者会議」という。）は、地域づくり組織の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 代表者会議は、次に掲げる活動を行う。

(1) 地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関すること。

(2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行うこと。

(3) 地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関すること。

(4) 市との連絡調整に関すること。

3 代表者会議に、会長1名及び副会長3名を置き、会員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとし、職務を代理する副会長は、あらかじめ会長が指名する。

6 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 代表者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

8 代表者会議の会議は、会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

9 代表者会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 代表者会議は、まちづくりに関して、市長に提言を行うことができる。

11 市長は、まちづくりに関して、代表者会議に意見を求めることができる。

12 代表者会議の事務局は、地域部地域経営室に置く。

(交付金の額)

第5条 条例第14条に規定する交付金の額は、別表第2に定めるところにより算定するものとする。

(交付手続)

第6条 条例第14条に規定する交付金の交付手続きは、次条から第12条までに定めるところによるものとする。

- (1) 地域づくり組織は、毎年度、名張市ゆめづくり地域交付金交付申請書（様式第5号）に当該年度の事業計画書（様式第6号）及び当該年度の予算に係る資料を添付して、市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による交付申請があったときは、その内容を確認のうえ交付決定し、名張市ゆめづくり地域交付金交付決定通知書（様式第7号）により地域づくり組織に通知しなければならない。
- (3) 地域づくり組織は、前号に規定する通知を受けたときは、名張市ゆめづくり地域交付金交付請求書（様式第8号）により、市長に交付金を請求するものとする。
- (4) 市長は、前号に規定する請求があったときは、速やかに交付しなければならない。
（交付申請）

第7条 交付金の交付を受けようとする地域づくり組織は、名張市ゆめづくり地域交付金交付申請書（様式第5号）に事業計画書（様式第6号）、収支予算書（様式第6号の2）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより、申請しなければならない。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、速やかに、当該申請に係る書類を審査し、交付金を交付することを決定したときは、名張市ゆめづくり地域交付金交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請を行った地域づくり組織に通知するものとする。

- 2 地域づくり組織は、前項の規定による通知を受けたときは、名張市ゆめづくり地域交付金交付請求書（様式第8号）により、市長に交付金を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（変更申請等）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた地域づくり組織は、交付対象事業（第7条の規定による申請の際に当該地域づくり組織が提出していた同条の事業計画書に記載された事業をいう。以下同じ。）の内容の変更（中止及び廃止を含む。）をしようとするときは、直ちに名張市ゆめづくり地域交付金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第9号）（交付対象事業の内容の変更（中止又は廃止を除く。）をしようとする場合にあっては、当該申請書及び変更収支予算書（様式第10号））を市長に提出することにより申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を審査し、適当であると認めるときは、名張市ゆめづくり地域交付金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第11号）により、当該申請を行った地域づくり組織に通知するものとする。

（実施状況確認）

第10条 市長は、交付対象事業（前条第1項の承認を受けた変更後の事業を含む。以下同じ。）の実施状況の確認を行い、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

- 2 前項の確認を求められた地域づくり組織は、当該確認の求めに応じるほか、同項の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言を踏まえた交付対象事業の改善を行わなければならない。

（決定の取消し）

第11条 市長は、地域づくり組織が次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金の交付対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 前条第1項の指導又は助言に従わず、交付対象事業の改善を行わないとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定より交付金の決定の全部又は一部を取り消したときは、名張市ゆめづくり地域交付金交付決定取消通知書（様式第12号）により、地域づくり組織に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る交付金を返還させることができる。

（実績報告）

第12条 地域づくり組織は、名張市ゆめづくり地域交付金事業実績報告書（様式第13号）に名張市ゆめづくり地域交付金事業収支決算書（様式第14号）、名張市ゆめづくり地域交付金事業決算監査報告書（様式第15号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより、条例第15条第1項の規定による報告をしなければならない。

（地域づくり組織の責務等）

第13条 地域づくり組織は、交付対象事業を適正に行うとともに、交付対象事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要と認めたときは、当該資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

- 2 地域づくり組織は、前項の資料について、市長が必要と認める期間保管しなければならない。
- 3 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、地域づくり組織に対し報告させ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、第1項の資料等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補足）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - （1）名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則（平成15年規則第9号）
 - （2）名張市地域づくり協議会設置規則（平成15年規則第41号）

（経過措置）

- 3 条例附則第4項の規定により交付するゆめづくり地域交付金は、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例（平成15年条例第2号）第2条に定める地域づくり委員会にあっては別表第2の基本額、地域調整額、コミュニティ活動費（基礎的コミュニティが当該額の交付を受けない場合に限る。）及び先駆的事業加算額とし、基礎的コミュニティにあってはコミュニティ活動費（当該基礎的コミュニティの属する地域の地域づくり委員会がコミュニティ活動費の交付を受ける場合を除く。）とする。

【別表と様式を除く】

名張市地域づくり組織における会計処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号。第3条において単に「条例」という。）第5条の規定に基づき設置された地域づくり組織の適正な会計処理に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(単年度会計処理)

第2条 地域づくり組織の会計は、単年度会計処理を原則とする。

(繰越処理)

第3条 単年度に実施予定の事業（交付金（条例第13条に規定するゆめづくり地域交付金をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）が、やむを得ない事情により当該年度に完了できない場合は、翌年度に繰り越して実施することができる。

(ゆめづくり地域交付金の繰越処理)

第3条の2 地域づくり組織は、単年度に実施予定の事業が災害その他やむを得ない事情によりその全部又は一部を実施することができなかつたとき又は市長が適当と認めるときは、当該年度に交付された交付金を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 地域づくり組織は、前項の規定による繰越しを実施しようとするときは、あらかじめ名張市ゆめづくり地域交付金繰越申請書（様式第1号）を市長に提出することにより申請し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る書類を審査し、同項の承認をしたときは、名張市ゆめづくり地域交付金繰越承認書（様式第2号）により、当該申請を行つた地域づくり組織に通知するものとする。

4 第1項の規定による繰越しは、次に定めるところにより、これを行わなければならない。

(1) 1の年度につき、繰越しできる交付金の額は、当該年度に交付された交付金の額の4分の1以内とすること。

(2) 他の財源と混同しないこと。

(3) 繰り越した交付金に残額が生じたときは、市に返還すること。

(積立処理)

第4条 後年度において実施する事業(交付金に係るものを除く。)の財源を計画的に確保するため基金等を置き、積み立てることができる。この場合において、その事業計画を明らかにしておかなければならない。

(ゆめづくり地域交付金による基金の設置)

第5条 地域づくり組織は、交付金を充てることにより、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するための基金を設置し、積み立てることができる。この場合において、その事業の計画を明らかにしておかなければならない。

2 地域づくり組織は、前項の規定により基金を設置しようとするときは、あらかじめ、名張市ゆめづくり地域交付金基金設置申請書（様式第3号）を市長に提出することにより申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る書類を申請し、同項の承認をしたときは、名張市ゆめづくり地域交付金基金設置承認書（様式第4号）により、当該申請を行つた地域づくり組織に通知するものとする。

4 第1項の規定による基金は、次に定めるところにより、これを運用しなければならない。

- (1) 交付金以外のもの（運用から生じた利益に係る部分を除く。）を財源としないこと。
- (2) 1の地域づくり組織につき、同時に設置できる基金の数は、3までとすること。
- (3) 1の年度につき、基金に積み立てることができる交付金の額（複数の基金がある場合は、その合計額）は、当該年度に交付された交付金の額の4分の1までとすること。
- (4) 設置の期間は、次のア又はイに掲げる基金の区分に応じ、それぞれア又はイに定める期間以内とすること。

ア 計画する基金の額（運用から生じた利益に係る部分を除く。）が500万円を超えるもの 10年

イ ア以外のもの 5年

- 5 地域づくり組織は、第2項の規定により承認を受けた基金に係る事業（以下「基金事業」という。）の内容に変更が生じたとき又は基金事業による事業を中止しようとするときは、速やかに名張市ゆめづくり地域交付金基金変更（中止）申請書（様式第3号）を市長に提出することにより申請し、その承認を受けなければならない。
- 6 地域づくり組織は、毎年度、基金に積み立てた額、基金事業の実施の状況、基金に係る利子収入の額その他市長が必要と認める事項について、名張市ゆめづくり地域交付金基金事業状況報告書（様式第4号）を市長に提出することにより、報告しなければならない。

（基金に係る交付金の返還）

第6条 市長は、前条第5項の規定により、基金事業が変更され、若しくは中止されたことに伴い積み立てた交付金に不用額が生じた場合又は市長の承認を受けた基金事業以外の目的で積み立てた交付金を使用した場合は、その地域づくり組織に対し、当該交付金について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。この場合において、当該地域づくり組織は、当該期限までに、当該交付金を市に返還しなければならない。

- 2 前項の規定は、基金事業の完了後に基金に残額が生じたときについて準用する。

（基金の運用）

第7条 第5条第2項の規定により設置の承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金の運用から生ずる利益は、当該基金に編入しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
（名張市地域づくり委員会における会計処理要領の廃止）
- 2 名張市地域づくり委員会における会計処理要領（平成15年告示第68号）は、廃止する。

【様式を除く】

名張市市民センター条例

平成27年条例第35号

(設置等)

第1条 市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業、地域づくり活動に関する事業その他の地域の活性化に資する事業を行い、市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進及び地域課題の解決を図り、もって個性的で心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、名張市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名張市民センター 名張市上八町1321番地1
蔵持市民センター 名張市蔵持町原出314番地3
薦原市民センター 名張市薦生1607番地
美旗市民センター 名張市美旗町南西原229番地3
比奈知市民センター 名張市下比奈知1768番地
錦生市民センター 名張市安部田2118番地
赤目市民センター 名張市赤目町丈六238番地1
箕曲市民センター 名張市夏見215番地
長瀬市民センター 名張市長瀬1405番地5
桔梗が丘市民センター 名張市桔梗が丘6番町1街区131番地4
桔梗が丘南市民センター 名張市桔梗が丘5番町12街区10番地
つつじが丘市民センター 名張市つつじが丘北5番町73番地2
梅が丘市民センター 名張市梅が丘南5番町184番地
百合が丘市民センター 名張市百合が丘西5番町13番地
すずらん台市民センター 名張市すずらん台東3番町220番地

(事業)

第2条 センターにおいては、その設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設（その敷地を含む。第11条第2項を除き、以下同じ。）又は設備若しくは器具（以下これらを「施設等」という。）を利用に供すること。
- (2) 定期講座を開設し、又は討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等若しくは体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 地域づくり活動及び市民の交流に寄与する活動並びに生涯学習に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第23号）の定めるところにより、市長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務（次条において「指定管理業務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
 - (2) センターの施設等の利用の許可等に関する業務
 - (3) 第11条第1項の利用料金の収受等に関する業務
 - (4) センターの施設等の維持管理に関する業務
 - (5) 前各号に掲げる業務のほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務
- (指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令（条例を含む。）を遵守すること。
- (2) センターの施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) センターにおける生涯学習に関する事業に係る指定管理業務の実施を統括管理する責任者及び当該指定管理業務の実施のために必要な事項を検討する委員会を置き、当該指定管理業務を適切に実施すること。

(休館日及び利用時間)

第6条 センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 利用時間 午前9時から午後10時まで

(利用の許可)

第7条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になると認められるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為であると認められるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為であると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等に対する指示)

第9条 指定管理者は、センターの施設等の保全その他センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第15条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

(利用の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に反して利用したとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (6) 公益上必要があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者

は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金)

第11条 センターの利用料金（以下単に「利用料金」という。）は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 利用者は、第7条第1項の許可を受けたときは、利用料金を納めなければならない。

(利用料金の収入)

第12条 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上必要があると認められる場合として規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等の承認)

第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第15条 利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(名張市公民館条例の廃止)

2 名張市公民館条例（昭和53年条例第24号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第3条の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の名張市公民館条例（以下

「廃止条例」という。) 第5条の利用の許可を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行前に廃止条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(名張市情報公開条例の一部改正)

- 6 名張市情報公開条例（平成20年条例第21号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

【別表を除く】

廃止補助金等一覧（平成14年度実績）

区分	事業名	平成14年度 実績 (単位：円)	内 容
補助金	ふるさと振興事業補助金 (まちづくり協議会分)	2,058,785	まちづくり協議会が地域の「まちづくり計画」を策定するための活動を補助の対象とする。 ○対象経費 学習会・先進地視察・アンケート・計画書の印刷製本等 ○交付額 補助対象事業費の全額 上限50万円(3回まで)
補助金	資源ごみ集団回収 事業補助金	15,199,375	古紙や古着等日常生活によって生じるごみのうち、資源として再利用できるものを集団回収した場合、その量に応じて補助金を交付する。 ○対象団体 町内会、PTA、子供会など営利を目的としない 資源ごみ集団回収事業実施団体として登録 資源ごみを確実に廃品回収業者へ売却できる ○対象品目 新聞紙、古着等 ○交付額 1kgあたり5円
補助金	ごみ集積場施設設置 事業補助金	490,000	ごみ集積場施設（ごみ集積かごなど）を設置する区に対し、その設置経費の一部を補助する。 ○交付額 一施設設置に要する経費の1/3 上限3万円
補助金	地区婦人会活動補助金	530,000	社会教育団体である地域婦人会の育成と振興を図ることを目的として、その活動に対して、補助金の交付を行う。 ○交付額 均等割額＋会員数割額
補助金 (助成金)	名張市青少年育成 市民会議活動補助金	427,000	各地区社協が実施している青少年育成地域活動に対して助成を行う。 ○対象事業 各地区社協が実施する、親子映画会、福祉・教育講演会など ○交付額 均等割額＋人口割額（市内11地区）
報償費	老人保健福祉週間事業 (敬老の日等)	19,256,000	「敬老の日」前後に行う敬老行事に対して地区協力費を支出する。 ○支出額 70歳以上の方1人あたり2千円
合 計		37,961,160	

廃止補助金地域別明細

(単位：円)

	補助金等 合 計	内 訳					
		ふるさと 振興事業 補助金	資源ゴミ 集団回収 事業補助金	ゴミ集積 かご設置 補助金	地区婦人会 活動補助金	青少年育成 団体活動 補助金	老人保健福 祉週間事業 (敬老の 日)
名 張	4,677,610	500,000	1,143,610	0	70,000	28,000	2,936,000
蔵 持	1,410,377	216,767	376,250	30,000	50,000	13,360	724,000
梅 が 丘	2,541,115	0	1,566,475	0	0	20,640	954,000
薦 原	1,322,700	0	631,700	0	0	15,000	676,000
美 旗	3,824,208	48,018	1,459,190	228,000	60,000	57,000	1,972,000
比 奈 知	2,692,360	0	1,116,550	12,000	50,000	15,810	1,498,000
すずらん台	1,051,790	0	432,600	48,000	0	13,190	558,000
錦 生	1,515,750	294,000	180,750	60,000	60,000	15,000	906,000
赤 目	1,687,700	0	121,700	34,000	60,000	48,000	1,424,000
箕 曲	1,004,527	0	107,050	0	0	11,477	886,000
百合が丘	2,953,973	0	1,647,450	30,000	0	20,523	1,256,000
国 津	738,450	0	47,450	21,000	55,000	41,000	574,000
桔梗が丘	5,912,950	500,000	2,085,950	0	65,000	66,000	3,196,000
つつじが丘	6,627,650	500,000	4,282,650	27,000	60,000	62,000	1,696,000
合 計	37,961,160	2,058,785	15,199,375	490,000	530,000	427,000	19,256,000

平成14年度実績

ゆめづくり地域交付金等の変遷

項目 年度	行政事務委託料及び 区長会運営委託料 ＜千円＞	ゆめづくり地域交付金			
		基本額	加算額	先駆的 事業加算	コミュニティ 活動費
H15	58,000	49,988			
H16	57,830	49,987			
H17	57,599	49,989			
H18	58,543	49,987			
H19	47,015	49,989			
H20	48,084	49,989	3,000		
H21		45,989	1,000	3,200	41,058
H22		40,493		2,000	37,350
H23		34,995		2,000	33,216
H24		34,992		4,000	33,204
H25		34,991			33,108
H26		34,994			33,198
H27		34,993			33,079
H28		34,991			32,971
H29		34,993			32,863
H30		34,994			33,603
R1		34,991			33,525
R2		34,992			33,427
R3		34,991			33,264
R4		34,993			33,132
R5		34,992			32,987
R6		34,992			32,797

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」 平成15年4月施行 ～ 平成21年3月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則」 平成15年4月施行～平成21年3月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の加算額に関する交付要綱」 平成20年6月施行 ～ 平成21年9月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の先駆的事业加算額に関する交付要綱」 平成21年9月施行 ～ 平成25年5月廃止

「名張市地域づくり組織条例」 平成21年4月施行 ～

「名張市地域づくり組織条例施行規則」 平成21年4月施行 ～

「名張市ゆめづくり協働事業交付金交付要綱」 平成25年1月施行 ～

<千円>		計 ＜千円＞	市民セン ター指定 管理料 ＜千円＞ ※	協働事業 交付金 ＜千円＞	合 計 ＜千円＞	人口 1月1日 現在	基礎的 コミュニ ティ数 4月1日 現在
特別交付金							
地域事務費	地域調整額						
		107,988	12,588		120,576	85,398	
		107,817	64,676		172,493	85,313	
		107,588	85,948		193,536	85,072	
		108,530	57,748		166,278	84,607	
		97,004	111,822		208,826	84,200	
		101,073	111,981		213,054	83,687	
		91,247	109,511		200,758	83,511	
	1,500	81,343	114,314		195,657	83,055	171
	5,000	75,211	114,314		189,525	82,660	172
31,650	5,000	108,846	82,085		190,931	82,601	172
32,500	5,000	105,599	82,376	30,000	217,975	82,123	172
32,500	5,000	105,692	83,954	36,409	226,055	81,601	174
32,500	5,000	105,572	89,700	21,700	216,972	81,005	174
32,500	5,000	105,462	89,700	42,424	237,586	80,469	174
32,500	5,000	105,356	89,387	17,340	212,083	79,926	174
32,500	5,000	106,097	88,364	15,000	209,461	79,263	183
32,500	5,000	106,016	90,001	15,000	211,017	78,871	183
32,500	5,000	105,919	91,320	9,750	206,989	78,381	183
32,500	5,000	105,755	91,320	0	197,075	77,563	183
32,500	5,000	105,625	91,274	0	196,899	76,902	183
32,500	5,000	105,479	91,395	0	196,874	76,177	183
32,500	5,000	105,289	91,395	0	196,684	75,228	183

※15～17年度は、ゆめづくり地域交付金（公民館管理運営業務委託事業分）として業務委託のみ

お問合せは

名張市役所 地域環境部 協働のまちづくり推進室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地

TEL:0595-63-7484

FAX:0595-63-4677

E-mail : machizukuri@city.nabari.lg.jp